

第1章

飼料の安全性の確保及び品質の
改善に関する法律（飼料安全法）の概
要

1 飼料安全法とは

(1) 飼料安全法の経緯と目的

〔法〕（目的）

第1条 この法律は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

飼料安全法は、昭和28年に制定された、「飼料の品質改善に関する法律」が昭和50年に改正されたもので、正式名称を「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」といいます。

旧法は戦後の食糧不足の時代に悪質な飼料が横行し、消費者の飼料への不安が大きく、これを解消する必要があったことから「品質の改善」を図ることを主な目的としていました。

やがて時代の流れとともに国民の食生活が向上し、畜産経営の形も変化してきました。一方で今までになかった新しい飼料の開発や、微量で大きな効果を現す各種飼料添加物が使用されるようになりました。畜産物は、最終的には食品として人間の口に入るものです。食品の安全性の観点から、生産資材である飼料や飼料添加物についても安全性を確保すべきであるという社会的要請が強くなってきました。

このような状況をふまえて改正された現行法では、従来からの目的である「品質の改善」に加えて、「安全性の確保」すなわち飼料や飼料添加物の使用が原因となって、有害な畜産物が生産されたり、家畜等に被害が生じたりすることを防止することが目的として打ち出されました。

(2) 対象となる家畜等

〔法〕（定義）

第2条 この法律において「家畜等」とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいう。

政令で定めている動物は以下のものをいいます。（政令 第1条）

- 一 牛、馬（食用に供する馬）、豚、めん羊、山羊及び鹿
 - 二 鶏及びうずら
 - 三 蜜蜂
 - 四 ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい（食用に供するもの）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご、えぞいわな、やまといわな、にっこういわな
- 上記以外の動物の飼料、例えば、ふぐ用、観賞魚用は、飼料安全法上の規制はありません。ただし、愛がん動物については「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が別途定められています。

2. 飼料

(1) 飼料とは

〔法〕（定義）

第2条2 この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。

家畜等の栄養に供することを目的として、農家段階において使用されることとなる全ての物が、飼料安全法上「飼料」です。

したがって、配合飼料等ばかりではなく通常農家で自給される牧草及び飼料作物も、これに加工が施され、流通する場合には、本法の規制の対象になります。

また、家畜等の疾病の診断、治療、予防、動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことを目的とするものは薬事法上の医薬品であり、「飼料」には含まれません。

なお、水や空気は飼料ではありません。

(2) 飼料の分類

現在、流通している飼料は、次のように分類できます。

《栄養価による分類》

1) 粗飼料

容積が大きく、繊維成分が多く、栄養価の低い飼料を一般的に粗飼料といい、ワラ類、乾草類、生草類、青刈作物、サイレージ等があります。

2) 濃厚飼料

容積が小さく、繊維含量が少なく、消化率及び栄養価の高い飼料の総称で、穀類、油粕類、食品製造粕類等があります。

《混合の仕方による分類》

1) 単体飼料

配合飼料、混合飼料などのように各種の原料をまぜ合わせたものではなく、その原料となる個々の飼料を単体飼料または単味飼料といいます。とうもろこし、魚粉、大豆油かす、米ぬか、乾牧草等があります。

2) 混合飼料

ある特定の成分の補給等を目的とするもので、2種類以上の飼料を原料又は材料とする飼料のことをいいます。

3) 配合飼料

配合飼料はそれ単独で成育を維持できるもの（牛の場合は、配合飼料＋粗飼料が必要）をいいます。

3. 飼料添加物

(1) 飼料添加物とは

〔法〕（定義）

第2条3 この法律において「飼料添加物」とは、飼料の品質の低下の防止その他の農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

この農林水産省令（施行規則）で定める用途としては次の3用途が指定されています。
（施行規則 第1条）

- 1) 飼料の品質の低下の防止
飼料の酸化防止、カビ発生の防止等
- 2) 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給
ビタミン、ミネラル、アミノ酸等
- 3) 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進
抗菌性物質、酵素、乳酸菌等

現在飼料添加物として指定されているものは表1のとおりです。

表1以外は、たとえ飼料に添加されることがあっても「飼料添加物」ではありません。

また、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（以下、成分規格等省令）第2条別表第2の8で各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準が定められています。飼料添加物は、これらの規格や基準を満たしている必要があります。

飼料添加物として指定されたものであっても、家畜等の疾病の診断、治療又は予防、動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的として用いられる場合には、医薬品として薬事法の規制を受けます。

(2) 飼料添加物の分類

- 1) 製造用原体
製剤を製造するために用いる有効成分物質です。原体として流通している物は、直接飼料に添加しないでください。
- 2) 成分規格が定められた製剤
 - ①原体製剤
賦形物質等を混和せず、製造用原体の規格をそのまま製剤の規格として準用しているものをいいます。
 - ②単一希釈製剤
製造用原体にそれぞれ使用が認められている賦形物質等を混和したものをいいます。

③複合製剤

飼料添加物を2種類以上混和した物及びそれに賦形物質等を混和したものをいいます。

3) 成分規格が定められていない複合製剤（プレミックス）

成分規格が定められていない複合製剤は、一般にプレミックスと呼ばれています。プレミックスは、一般に配合飼料等の製造の際に、複数の微量成分を他の大量の飼料原材料に容易にかつ均一に配合するために使用します。

例：成分規格等省令第2条別表第2の8よりL-アスコルビン酸の項を抜粋
「製造用原体」に該当するのは・・・ア 製造用原体
「原体製剤」に該当するのは・・・イ 製剤（その1）
「単一希釈製剤」に該当するのは・・・ウ 製剤（その2）

（3）生菌剤について

生菌剤は成分規格等省令で、菌の種類ごとに株が指定され（表2）、株ごとに成分規格、保存の方法及び経代の基準、製造の方法の基準等が定められています。したがって、飼料添加物に指定されたものと同じ菌種の生菌でも、これらの基準を満たしていなければ飼料添加物の「生菌剤」とはなりません。

生菌剤を飼料に添加するにあたり、菌株ごとに対象家畜が定められています。また、一部の生菌剤については、他の生菌剤と混合して使用するよう規定されているものもあります。

（表3）

生菌剤の対象家畜等や混合使用の規定は、飼料添加物としての効果を十分現すよう定められたものです。対象家畜等や混合使用の規定からはずれた方法で使用された生菌剤は、一般の飼料原材料と同じ扱いとなり、「飼料添加物」としての効果をうたうことはできません。

（4）特定飼料及び特定添加物

成分規格省令で規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、または家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものを、特定飼料及び特定添加物といいます。特定飼料等は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの行う検定を受け、これに合格した表示があるものでなければ販売できません。

特定飼料等として定められているものは次のとおりです。（政令第2条）

1) 特定飼料

- ・インド産落花生かす

2) 特定添加物

- ・抗菌性飼料添加物（亜鉛バシトラシンなど）

表1 農林水産大臣が指定した飼料添加物一覧（令和2年5月29日現在）

用途	種別	指定されている飼料添加物の種類	備考
飼料の品質の低下の防止 (17種)	抗酸化剤 (3種)	エトキシキン ジブチルヒドロキシトルエン ブチルヒドロキシアニソール	
	防かび剤 (3種)	プロピオン酸 プロピオン酸カルシウム プロピオン酸ナトリウム	抗菌性物質製剤である
	粘結剤 (5種)	アルギン酸ナトリウム カゼインナトリウム カルボキシメチルセルロースナトリウム プロピレングリコール ポリアクリル酸ナトリウム	
	乳化剤 (5種)	グリセリン脂肪酸エステル ショ糖脂肪酸エステル ソルビタン脂肪酸エステル ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル	
	調整剤 (1種)	ギ酸	
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給 (85種)	アミノ酸 (16種)	アミノ酢酸 DL-アラニン L-アルギニン 塩酸L-リジン L-カルニチン グアニジノ酢酸 L-グルタミン酸ナトリウム タウリン 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン DL-トリプトファン L-トリプトファン L-トレオニン L-バリン DL-メチオニン L-メチオニン 硫酸L-リジン	
	ビタミン (34種)	L-アスコルビン酸 L-アスコルビン酸カルシウム L-アスコルビン酸ナトリウム L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム アセトメナフトン イノシトール 塩酸ジベンゾイルチアミン エルゴカルシフェロール 塩化コリン 塩酸チアミン 塩酸ピリドキシン β-カロチン コレカルシフェロール 酢酸d1-α-トコフェロール	

		シアノコバラミン 硝酸チアミン ニコチン酸	
用途	種別	指定されている飼料添加物の種類	備考
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給(つづき)	ビタミン(つづき)	ニコチン酸アミド パラアミノ安息香酸 D-パントテン酸カルシウム DL-パントテン酸カルシウム d-ビオチン ビタミンA粉末 ビタミンA油 ビタミンD粉末 ビタミンD3油 ビタミンE粉末 25-ヒドロキシコレカルシフェロール メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール メナジオン亜硫酸水素ナトリウム 葉酸 リボフラビン リボフラビン酪酸エステル	
	ミネラル(41種)	塩化カリウム クエン酸鉄 グルコン酸カルシウム コハク酸クエン酸鉄ナトリウム 酸化マグネシウム 水酸化アルミニウム 炭酸亜鉛 炭酸コバルト 炭酸水素ナトリウム 炭酸マグネシウム 炭酸マンガン DL-トレオニン鉄 乳酸カルシウム フマル酸第一鉄 ペプチド亜鉛 ペプチド鉄 ペプチド銅 ペプチドマンガン ヨウ化カリウム ヨウ素酸カリウム ヨウ素酸カルシウム 硫酸亜鉛(乾燥) 硫酸亜鉛(結晶) 硫酸亜鉛メチオニン 硫酸ナトリウム(乾燥) 硫酸マグネシウム(乾燥) 硫酸マグネシウム(結晶) 硫酸コバルト(乾燥) 硫酸コバルト(結晶) 硫酸鉄(乾燥) 硫酸銅(乾燥)	

		硫酸銅（結晶） 硫酸マンガン リン酸一水素カリウム（乾燥）	
用途	種別	指定されている飼料添加物の種類	備考
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給（つづき）	ミネラル（つづき）	リン酸一水素ナトリウム（乾燥） リン酸二水素カリウム（乾燥） リン酸二水素ナトリウム（乾燥） リン酸二水素ナトリウム（結晶）	
	色素（3種）	アスタキサンチン β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル カンタキサンチン	
飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進（45種）	合成抗菌剤（6種）	アンプロリウム・エトパペート アンプロリウム・エトパペート・スルファキノキサリン クエン酸モランテル デコキネート（H30.7.1指定取消） ナイカルバジン ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム	抗菌性物質製剤である
	抗生物質（11種）	亜鉛バシトラシン アビラマイシン エンラマイシン サリノマイシンナトリウム センデュラマイシンナトリウム ナラシン ノシヘプタイド ビコザマイシン フラボフォスフォリポール モネンシンナトリウム ラサロシドナトリウム	抗菌性物質製剤でありかつ、特定添加物である
	着色料（1種）	着色料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、1種又は2種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう）	
	呈味料（1種）	サッカリンナトリウム	
	酵素（12種）	アミラーゼ アルカリ性プロテアーゼ キシラナーゼ キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素 β-グルカナナーゼ 酸性プロテアーゼ セルラーゼ セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素 中性プロテアーゼ フィターゼ	
用途	種別	指定されている飼料添加物の種類	備考
飼料が含	酵素（つづき）	ラクターゼ リパーゼ	

有している栄養成分の有効な利用の促進 (つづき)	生 菌 剤 (11種)	エンテロコッカス フェカーリス エンテロコッカス フェシウム クロストリジウム ブチリカム バチルス コアグランス バチルス サブチルス バチルス セレウス バチルス バディウス ビフィドバクテリウム サーモフィラム ビフィドバクテリウム シュードロンガム ラクトバチルス アシドフィルス ラクトバチルス サリバリウス	
	有 機 酸 (4種)	ギ酸カルシウム グルコン酸ナトリウム 二ギ酸カリウム フマル酸	
合 計	156種		

表2 飼料添加物の生菌剤の菌株
(令和2年5月29日現在)

成分規格等省令の名称	菌株名(和名)	菌株名(英名)
エンテロコッカス フェカーリス	エンテロコッカス フェカーリス NT株	<i>Enterococcus faecalis</i> NT
エンテロコッカス フェシウム(その1)	エンテロコッカス フェシウム ATCC 19434株	<i>Enterococcus faecium</i> ATCC 19434
エンテロコッカス フェシウム(その2)	エンテロコッカス フェシウム 129 BIO 3B株	<i>Enterococcus faecium</i> 129 BIO 3B
エンテロコッカス フェシウム(その3)	エンテロコッカス フェシウム BIO-4R株	<i>Enterococcus faecium</i> BIO- 4R
エンテロコッカス フェシウム(その4)	エンテロコッカス フェシウム FA-5株	<i>Enterococcus faecium</i> FA-5
クロストリジウム ブチリカム(その1)	クロストリジウム ブチリカム 宮入株	<i>Clostridium butyricum</i> MIYAIRI
クロストリジウム ブチリカム(その2)	クロストリジウム ブチリカム NT株	<i>Clostridium butyricum</i> NT
バチルス コアグランス	バチルス コアグランス P-22株	<i>Bacillus coagulans</i> P-22
バチルス サブチルス(その1)	バチルス サブチルス BN株	<i>Bacillus subtilis</i> BN
バチルス サブチルス(その2)	バチルス サブチルス C-3102株	<i>Bacillus subtilis</i> C-3102
バチルス サブチルス(その3)	バチルス サブチルス DB 9011株	<i>Bacillus subtilis</i> DB 9011
バチルス サブチルス(その4)	バチルス サブチルス NT株	<i>Bacillus subtilis</i> NT
バチルス サブチルス(その5)	バチルス サブチルス JA-ZK株	<i>Bacillus subtilis</i> JA-ZK
バチルス セレウス	バチルス セレウス トヨイ株	<i>Bacillus cereus</i> var. TOYOI
バチルス バディウス	バチルス バディウス MA 001株	<i>Bacillus badius</i> MA 001
ビフィドバクテリウム サーモフィラム(その1)	ビフィドバクテリウム サーモフィラム chN-118株	<i>Bifidobacterium thermophilum</i> chN-118
ビフィドバクテリウム サーモフィラム(その2)	ビフィドバクテリウム サーモフィラム S-501株	<i>Bifidobacterium thermophilum</i> S-501
ビフィドバクテリウム サーモフィラム(その3)	ビフィドバクテリウム サーモフィラム SS-4株	<i>Bifidobacterium thermophilum</i> SS-4
ビフィドバクテリウム サーモフィラム(その4)	ビフィドバクテリウム サーモフィラム WBL-4R株	<i>Bifidobacterium thermophilum</i> WBL-4R
ビフィドバクテリウム シュードロンガム(その1)	ビフィドバクテリウム シュードロンガム GSL-3株	<i>Bifidobacterium pseudolongum</i> GSL-3
ビフィドバクテリウム シュードロンガム(その2)	ビフィドバクテリウム シュードロンガム M-602株	<i>Bifidobacterium pseudolongum</i> M-602
ラクトバチルス アシドフィルス(その1)	ラクトバチルス アシドフィルス ATCC 33199株	<i>Lactobacillus acidophilus</i> ATCC 33199
ラクトバチルス アシドフィルス(その2)	ラクトバチルス アシドフィルス GAL-2株	<i>Lactobacillus acidophilus</i> GAL-2
ラクトバチルス アシドフィルス(その3)	ラクトバチルス アシドフィルス GBL-2株	<i>Lactobacillus acidophilus</i> GBL-2
ラクトバチルス アシドフィルス	ラクトバチルス アシドフィルス	<i>Lactobacillus acidophilus</i>

(その4)	GSL-2 株	GSL-2
ラクトバチルス アシドフィルス (その5)	ラクトバチルス アシドフィルス LAC-300 株	<i>Lactobacillus acidophilus</i> LAC-300
ラクトバチルス アシドフィルス (その6)	ラクトバチルス アシドフィルス M-13 株	<i>Lactobacillus acidophilus</i> M-13
ラクトバチルス サリバリウス	ラクトバチルス サリバリウス chN-426 株	<i>Lactobacillus salivarius</i> chN-426

表3 生菌剤の対象家畜及び混合使用規定一覧

	飼料添加物名	一般名称	対象家畜
1	エンテロコッカス フェカーリス（クロストリジウム ブチリカム（その2）製剤及びバチルス サブチルス （その4）製剤と混合して使用する場合には限る。）	乳酸菌	牛、豚、鶏、うずら
2	エンテロコッカス フェシウム（その1）（ラクトバ チルス アシドフィルス（その1）製剤と混合して使 用する場合には限る。）	乳酸菌	牛、鶏、うずら
3	エンテロコッカス フェシウム（その2）（ラクトバ チルス アシドフィルス（その6）製剤と混合して使 用する場合には限る。）		豚
4	エンテロコッカス フェシウム（その3）		牛、豚、鶏、うずら
5	エンテロコッカス フェシウム（その4）（ビフィド バクテリウム サーモフィラム（その2）製剤及びラ クトバチルス アシドフィルス（その5）製剤と混合 して使用する場合には限る。）		牛及び豚
6	クロストリジウム ブチリカム（その1）		酪酸菌
7	バチルス コアグランス	—	豚
8	バチルス サブチルス（その1）	枯草菌	牛、豚、鶏、うずら
9	バチルス サブチルス（その2）		牛、豚、鶏、うずら
10	バチルス サブチルス（その3）		牛、豚、鶏、うずら
11	バチルス サブチルス（その5）		豚及び鶏
12	バチルス セレウス	—	牛、豚、鶏、うずら、 養殖水産動物
13	バチルス バディウス	—	豚
14	ビフィドバクテリウム サーモフィラム（その1） （ラクトバチルス サリバリウス製剤と混合して使用 する場合には限る。）	ビフィズス菌	鶏、うずら
15	ビフィドバクテリウム サーモフィラム（その3）		牛及び豚
16	ビフィドバクテリウム サーモフィラム（その4）		牛
17	ビフィドバクテリウム シュードロンガム（その1）	ビフィズス菌	豚
18	ビフィドバクテリウム シュードロンガム（その2）		牛及び豚
19	ラクトバチルス アシドフィルス（その2）		鶏、うずら
20	ラクトバチルス アシドフィルス（その3）		牛
21	ラクトバチルス アシドフィルス（その4）		豚
22	ラクトバチルス アシドフィルス（その5）		牛及び豚
23	ラクトバチルス アシドフィルス（その6）		豚